年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から42年3月まで

② 昭和43年4月から44年3月まで

申立期間①については、20歳になった際に父に国民年金の加入手続をしてもらい、少々納付時期は遅れたものの支払いを済ませたことを聞かされていた。申立期間②については、国民年金手帳の昭和42年度と43年度の両方のページに検認印の割印があるのに、年金記録では42年度は納付済みで43年度は未納となっている上、保険料は父がまとめて納付し両親や弟については納付済みとなっているのに私だけ未納となっている。申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、昭和 44 年 4 月にA町で払い出されており、この時期に国民年金の加入手続が行われたことが推認できる。

また、申立人の国民年金被保険者台帳(特殊台帳)をみると、昭和 41 年度、42 年度及び 43 年度の各欄に未納者カードが作成されたことを意味する「カ」の表示が確認できる上、申立期間②直前の昭和 42 年4月から 43 年3月までの保険料については、上記の手帳記号番号が払い出されて間もない同年6月に過年度納付されていることから、申立期間②についても過年度納付書が発行され保険料を納付することが可能である。

さらに、申立人の両親は、オンライン記録によると、いずれも昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足時から、弟については 20 歳到達時から保険料を全て納付していることが確認でき、比較的納付意識の高い家庭であったことがうか

がえる。

一方、申立期間①については、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年4月に払い出されており、特殊台帳をみると、当該期間直後の42年4月から43年3月までの保険料について44年6月に過年度納付されたことが確認できるが、この時点で当該期間は既に時効により保険料が納付できない期間であるともに、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料(家計簿等)、周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 43 年4月から 44 年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木厚生年金 事案 1861

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係るA社における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成10年1月から同年9月までの標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月1日から同年10月1日まで

平成20年の秋頃に、以前勤務していた会社の元オーナーから「平成9年頃、社会保険料の支払いが困難になり社会保険事務所(当時)に相談に行ったところ、担当者から標準報酬月額を引き下げることについての話があり、ついその話に乗ってしまった。」と謝罪の電話があった。私は取締役であったが仕事内容は営業であり、会社の経理及び経営にはノータッチだった。給与明細書を提出するので、申立期間に係る年金記録を正しいものに回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、申立人の当該事業所における資格喪失日(平成10年10月31日)以降の平成10年12月21日付けで、同年1月1日に遡及して9万8,000円に記録訂正されたことが確認できる。

また、オンライン記録により、当該事業所は上記の平成10年12月21日付けの標準報酬月額の遡及訂正処理以外にも同様の処理を複数回行っていることが確認できる。

さらに、不納欠損整理簿により、申立期間当時、当該事業所は社会保険料 を滞納していたことが確認できる。

一方、登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、当該事業所の役員であったことが確認できるが、複数の元同僚は、「申立人の仕事内容は営業であり、社会保険事務についての権限は無かった。」と証言していることから、

申立人が当該遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から平成 2 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月から平成2年9月まで

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の国民年金の記録が漏れていたが、その当時は、A市の出張所、銀行及び郵便局で国民年金保険料を納めていたと思うので、保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市の出張所において国民年金の加入手続を行ったことについてはっきり記憶しておらず、年金手帳を交付された記憶も無いとしている上、同市において申立人に係る国民年金被保険者名簿も見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は平成3年4月以降にB市で払い出されたことが確認でき、申立人が所持する年金手帳における国民年金の初めて被保険者となった日の欄には、「平成3年6月1日」と押印されている上、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料の納付書が発行されていたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたこ とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 1 月から 48 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から48年4月まで

申立期間当時は、父が国民年金の加入手続をし、保険料納付をしてもらっていたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は国民年金への加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人に係る国民年金の手続等を行っていたとするその 父親は既に他界していることから、当該期間における国民年金の加入及び保 険料の納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号はA町(現在は、B市)において昭和51年9月24日に払い出されており、申立期間は、A町の国民年金被保険者名簿においても保険料の納付記録が確認できない上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もみられない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月、同年7月及び4年5月から同年8月までの期間の 国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立期間: ① 平成3年6月及び同年7月

② 平成4年5月から同年8月まで

20 歳になってA社に勤めたが、最初は厚生年金保険の被保険者ではなかったので、国民年金に加入し保険料も納付したと思う。その後、B社に勤めた時も、同じように国民年金に加入し保険料も納付したと思うので、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号はC市において平成8年4月30日に払い出されていることが確認できることから、この時点で申立期間①及び②に係る国民年金保険料は既に時効により納付できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成8年4月30日、申立期間①及び②のいずれにおいても申立人の住民票はC市内に登録されており、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されていたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。